

2021年5月26日

内閣総理大臣 菅義偉 様

内閣府特命担当大臣（消費者および食品安全） 井上信司 様

消費者委員会委員長 山本隆司 様

消費者委員会事務局長の応募要件等の変更に関する意見書

不招請勧誘規制を求める関西連絡会

世話人：国府泰道（弁護士，大阪弁護士会所属）

長谷川彰（弁護士，京都弁護士会所属）

山崎省吾（弁護士，兵庫県弁護士会所属）

山崎敏彦（弁護士，先物・証券被害問題研究会（大阪））

浅田奈津子（司法書士，大阪司法書士会所属）

ミシェル・タン（研究者）

飯田秀男（全大阪消費者団体連絡会 前事務局長）

連絡先：リード総合法律会計事務所（弁護士吉田実）

（TEL06-4256-3908 FAX06-4256-3907）

第1 意見の趣旨

内閣府消費者委員会の事務局長は、任期付職員法に基づき民間からの公募によって任用した特定任期付職員に限定すべきであり、各省庁に勤務する任期の定めのない一般職の職員を任用対象とするべきではない。

第2 意見の理由

1. 内閣府消費者委員会は、消費者問題について調査審議し、関係大臣等に建議を行うとともに、関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能も有する独立した第三者機関であり、事務局は、消費者委員会委員の調査審議を支えている。

消費者委員会事務局長は、消費者委員会事務局に常駐し、豊富な実務経験で培った多岐にわたる消費者問題あるいは消費者関連法令に対する幅広い知識を活かした高度な知見及び能力に基づいて、委員長の名を受けて、局務を掌理する業務に従事する者である。

2. 平成21年に成立した消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案（いわゆる消費者庁関連三法）の平成21年5月28日参議院消費者問題に関する特別委員会の附帯決議においても、消費者庁及び消費者委員会の創設が、消費者基本法の基本理念を実現し、行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点となるものであることに鑑みて、政府に対して、行政の意識改革を図るべきであると決議すると共に、万全を期すべき事項として、同附帯決議第11項において、「消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするように努めること。また事務局職員の任命に当

たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。」を決議した。

3. 内閣府消費者委員会の上記特質、並びに上記附帯決議の趣旨をふまえ、同事務局長の応募要件と採用形態等については、平成30年までは、応募要件について法曹資格を有し、訴訟事務に関する10年以上の実務経験を有するか、②大学を卒業し、実務経験（国、地方公共団体、民間企業または消費者団体における正規の職員としての実務経験）の合計が25年以上あり、消費者の利益の擁護及び増進に関する法令に関する知見を有するか、のいずれかとされ、採用形態については、任期付職員法に基づく特定任期付職員（任期付公務員）のみを想定し、任期の定めがない一般職の職員（各省庁に勤務している一般職公務員）が、公募に応募することも、任期終了後に出身省庁に復帰することも予定していなかった。

これは、委員長の命を受けて局務を掌理する立場にある事務局長については、消費者委員会の独立性や監視機能を担保するため、各省庁（出身省庁）の影響を受けることがないように「民間からの登用を行う」べきこととした上記参議院附帯決議をふまえた措置と捉えることができる。

4. ところが、令和2年9月任用開始の公募に伴い公表された内閣府消費者委員会事務局長の応募要件については、上記②の実務経験期間が20年に短縮軽減された上、採用形態が民間からの応募に加え、各省庁から「所属する各省庁等の人事担当課を通じた応募」が可能と変更され、雇用期間についても従来は最大5年内の任期付公務員に限定されていたものが、「各省庁等の職員については、任期終了後は原則として出身省庁等に復帰する」と変更された。

つまり、それまでの応募要件では民間からの公募に限定されていたのが、令和2年から一般職公務員からも応募でき、また任期終了後は出身省庁に復帰する道が開かれることとなった。

そして上記公募においては、旧応募要件は満たさないが新応募要件は満たした省庁に勤務していた一般職公務員であった者が、所属省庁の人事課を通じて応募し、その者が令和2年9月から内閣府消費者委員会事務局長に任用された（民間から応募した者もいたようであるがその者は任用されなかった）。

5. 上記の応募要件等の変更と、一般職公務員であった者の応募並びに採用（任期終了後の出身省庁復帰予定）は、上記附帯決議第11項が内閣府消費者委員会の独立性や第三者性、他省庁への監視機能を担保するために、「事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行う」こととした趣旨を完全に没却し、国民代表機関たる国会の意思を無視するものであり、容認することができない。

よって、内閣府消費者委員会の事務局長の公募にあたっては、任期付職員法に基づき民間からの応募に限定すべきである。

以上